

令和7年第2回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和7年2月13日 午後3時開会

午後4時45分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委員 比嘉 佳代	委員 大城 進
委員 宮城 光秀	委員 辻上 弘子	委員 小濱 守安

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監 田代 寛幸	教育指導統括監 崎間 恒哉
参事 諸見 友重	総務課長 平田 直樹
総務課財務班長 向里 総子	総務課総務班主査 宮里 真吾
教育支援課長 大城 司	教育支援課生徒支援班長 弓削田 洋子
施設課長 大城 勇人	学校人事課長 池原 勝利
学校人事課小中学校人事管理監 城間 優	学校人事課給与制度班長 賀数 順子
働き方改革推進課長 上江洲 寿	県立学校教育課長 屋良 敦
県立学校教育課特別支援教育室長 浦崎 達夫	教育DX推進室長 當間 文隆
義務教育課長 新城 高広	保健体育課副参事 稲嶺 盛之
保健体育課健康体育班指導主事 花木 光成	

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第3号、議案第4号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和7年第1回議事録の承認

全会一致で、令和7年第1回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が大城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算（甲第 1 号議案）」及び「令和 6 年度沖縄県一般会計補正予算（甲第 27 号議案）」に対する意見）について

【説明（総務課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算（甲第 1 号議案）」及び「令和 6 年度沖縄県一般会計補正予算（甲第 27 号議案）」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○比嘉委員 2 ページの「教育委員予算施策体系図」 2 の「学校における働き方改革の推進」の部分で質問をさせていただきたいと思います。①の教員業務支援員配置事業や③の A I 校務サポート推進事業について、教員の負担軽減のために新たに支援する方を配置するという目的で作られた事業だと思います。昨今、世の中全体が人手不足ですが、①の教員業務支援員配置事業は、今年度、計画通りに支援員が配置できたのか実績を聞きたいと思います。また、この支援員は各学校に配置するのか、それとも各学校をまわるチームを配置するのかというところもお聞かせください。もうひとつ、③の生成 A I 活用支援員の配置の詳細や、資格の要件などがどうなっているのかを教えてください。

○働き方改革推進課長 ①の配置事業は、今年度は昨年度の約 4 倍程度の予算を確保してスタートさせた事業です。県立学校には支援員を直接配置し、市町村立学校については、各市町村が主体となって支援員を配置しているところに補助をするという形で実施しております。配置は原則、学校に 1 名ずつ置くのがスタンダードな形態となっております。チームを組んで各学校をまわるというのは、教員業務支援員ではほぼないと思います。計画通りに支援員を配置できているかというご質問ですが、概ね順調に配置できております。市町村立小中学校では、計画が 25 市町村に 219 校配置予定でスタートしたところ、今年 1 月末、先月末時点で 25 市町村 228 校と、計画を上回るペースで配置できています。県立学校におきましても、4 月の計画では 42 校配置でスタートしましたが、先月 1 月末時点では、予算に不用額等があり若干有効活用できたので、今は 67 校に配置できている状況です。人材確保の件のお話がありましたが、教員業務支援員につきましては教員免許などの資格等が特段不要ということもあり、全体的には概ね確保できている状態です。ただし、一部の市町村や学校で人材確保に苦労しているところもあるというのは聞いております。市町村だと、今年度から新規で配置を始めた市町村や、小規模の離島地域で人材確保に苦労しているという話を聞いております。比嘉委員がおっしゃるように、県教育委員会としましても人材の確保が心配だったということがあり、取組を行っております。県教育委員会のホームページでの募集や、昨年 3 月は、この事業が翌 4 月からスタートするに当たって、地元の新聞二紙にも記事で取り上げていただいています。来月 3 月には沖縄県の広報番組で「うまんちゅ広場」というテレビ番組がありますが、学校における働き方改革の理解啓発に加えて、こうした支援員等の人材確保に関する内容が放映される予定です。ちなみに、琉球放送が 3 月 8 日の土曜日 13 時

10 分から、沖縄テレビでは3月9日日曜日8時25分から放映予定です。県教委としては人材確保を含め、市町村と連携して取り組んでいるところです。以上です。

○県立学校教育課教育DX推進室長 生成AI活用支援員の資格と配置予定についてお答えします。AI校務サポート推進事業は、学校における校務の効率化により教員の負担軽減を図るもので、教員向けの生成AIクラウドサービスの導入を行うものです。本事業における生成AI活用支援員は、現在教育情報化コーディネーター認定委員会というところがICT支援員を認定していますが、そのICT支援員等の資格を持った者に委託する予定となっています。配置の予定ですが、令和7年度は研究指定校10校を指定し、この生成AI活用支援員を各校に対して全18回ずつ巡回配置をする予定です。校内研修やAI操作の支援を行い、また実践事例をデータベース化し他の学校に公開する予定となっております。

○比嘉委員 教員の業務を細分化して、別の方に頼めるものをこういった形で行えるのは教員の働き方改革に繋がるのが理解できました。私としては、今後教員の負担軽減のために、弁護士の方に委託して、学校の問題をひとつの窓口で受けていただいて振り分ける、という形がいつかできればと思っています。今後も先生方の働き方をどんどん変えていけたらいいと思いました。ありがとうございます。

○大城委員 先日、戦後80周年平和祈念事業（仮称）が全庁体制で実施されるとのメディア報道があり、関連が予想される県教育委員会が主催する2ページの新規事業、戦後80周年平和教育推進事業について確認させていただきます。この事業は今年が戦後80年という大きな節目にあたり、その視点に立った事業だと思います。予算や学校種などその取組内容、また、本県教育施策「学校教育の指導の努力点（平和教育の充実）」との関係等について、取組内容と努力点等との関係の二点、それぞれの概要をご教示ください。

○県立学校教育課長 指導の努力点との関連でございますが、指導の努力点は平和教育について、本県の歴史や地域の特性を考慮しながら教育活動全体を通して組織的・継続的に平和教育を推進する、その必要性を示してございます。それを受けまして、戦後80年のこの節目に当たり、県教育委員会としましては平和教育の推進事業を開始いたします。事業には大きく2本の柱があります。一つ目が平和教育フォーラム。これは、小中高校の教職員や児童生徒を対象に行うフォーラムでございます。二つ目の柱が平和教育推進リーダー育成研修です。平和教育フォーラムの予算規模としては560万で、平和教育推進リーダー育成研修につきましては140万程度の予算を計上しています。フォーラムにつきましては、児童、生徒、保護者、教職員、関係機関が一堂に会し、これからの平和教育について考える機会とします。平和教育の専門家による基調講演や、児童生徒による平和学習に関するプレゼンテーション、児童、生徒、保護者、教職員、関係機関の代表者によるパネルディスカッション等を想定しています。また平和教育推進リーダー育成研修につきましては、平和教育の先進県から大学教授若しくは教育委員会平和教育担当等を招聘いたしまして、平和教育プログラムや地域資源人材の活用に関する講話やワークショップを通して、これからの平和教育を担う教員の育成を図るということで事業計画を立ててございます。いずれにしましても、平和教育が80

周年のその1年間で終わることなく、沖縄戦の実相や教訓の継承等につきまして、持続可能な平和教育の在り方を今後とも継続的に探っていく、そのスタートの年にしたいと考えております。

○大城委員 現下、本県の各学校においては平和を希求する心を育むねらいで、日本で唯一住民が地上戦に巻き込まれ、十数万の県民の命が失われたという記録や、戦争体験者の思いの継承と本県の歴史的特性を考慮した平和教育に取り組んできています。ご承知の通り、現在80歳以上の沖縄戦体験者が一桁の割合まで減少し、悲慘な沖縄戦の記憶が薄れていくことが懸念されております。その中で沖縄戦の実相や教訓の次世代への継承については、熾烈な地上戦の経験から平和を希求する沖縄の心及び世界平和への貢献など、沖縄から出発し沖縄をより普遍化する、沖縄らしいSDGsの基本理念も大切な視点だと思います。そのような継承と変革という双方の理念を戦後80年という節目に、本県の児童生徒がより積極的に考え、沖縄から発信するという平和教育の推進を期待します。

○宮城委員 二点お聞きしたいと思います。まず、1「教育費の負担軽減」で学校給食費無償化支援事業の内容と現在の進捗状況についてお尋ねします。二点目は、3「教育環境の整備」で②公立学校情報機器整備事業について、かなり多くの予算が予定されておりますので、こちらの詳細についてお聞かせください。

○保健体育課副参事 沖縄県学校給食費無償化支援事業は、学校給食費の支援を行うことで教育費の負担が大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、令和7年4月から中学生の学校給食の二分の一相当額の支援を行うものです。国公立中学校及び県立特別支援学校中学部の学校給食費の支援に要する費用として、今回11億4513万6千円を計上しています。取組状況としましては、補助要綱を作成し、昨日市町村の担当者向けに説明会を開催したところです。市町村に補助申請をしていただき、4月から実施していく予定となっております。

○教育支援課長 公立学校情報整備事業についてご説明します。現在、GIGAスクール構想の第二期が進められているところです。各都道府県では、国の交付金を活用して、基金を造成したところです。県では市町村との共同調達を行うことで令和6年度から令和10年度にかけて端末を計画的に整備することとなっております。県では市町村の整備実績に応じて、この造成した基金を取り崩して補助金を交付します。具体的にはコロナ禍の令和2年度、3年度に整備した端末を更新しますが、沖縄県では令和6年度から令和10年度にかけて県全体でおよそ16万台以上を更新する必要があります。特に、令和7年度と8年度の2年間で約15万台を集中的に整備する必要があります。そのため令和7年度予算としては59億円余りを計上しているところですが、その内訳としては、令和8年度の整備更新にかかる分が約30億円余り。令和7年度の整備更新分について基金を取り崩して市町村へ補助金として交付する分が約29億円余りとなっています。以上でございます。

○辻上委員 同じく 2 ページの 2 の④、教員確保推進事業について、県外会場での教員選考試験の実施ということで、詳細をお聞かせいただきたいと思います。と申しますのも、これまで様々な試験制度の見直しが行われています。2、3 例挙げますと、受験年齢の上限が 35 歳から 45 歳になり、令和 5 年度から 59 歳に引き上げられています。また県内及び県外の正規任用経験者を対象にした特別選考であったり、長期の臨任経験者の採用に向けての秋選考、それから大学等推薦の導入ということで、毎年度本当に知恵を絞って工夫されていると思います。今回新たに県外会場ということで、どんな内容なのかをお聞かせください。

○学校人事課長 教員確保推進事業につきましては、主に結・U I 特別選考、つまり、現在他県の本務教員として勤めている先生方等についての特別選考を行おうと考えています。特別選考の試験内容は模擬授業及び面接試験となっており、筆記試験などではありません。東京で試験を行い、対象となる先生方がより受験しやすい環境を整備するというので今回、事業として立ち上げたところでございます。

○辻上委員 どの県も「先生が欲しい」と必死ですので、社会人を対象にセカンドキャリア特別選考、パイオニア特別選考、スペシャリスト特別選考といった様々な名称で、選考試験が行われています。せっかく予算をかけて行くわけですから、本土と違う沖縄の良さを売り込んでいただきたいと思います。また令和 6 年 8 月の中教審答申にもございましたように、いわゆる教師を取り巻く環境整備に関して、沖縄県は全国的に見ても新しい試みを様々行っています。こうした全庁体制での取組についてもアピールしながら、広報やリクルート活動をしっかりお願いしたいと思います。

○小濱委員 働き方改革についてお伺いします。教員業務支援員配置事業を説明いただきまして、よく理解できました。人材も確保できているということで、大変良いことだと思います。私は、学校の教員にとって一番つらい仕事は家族対応だと思います。ご家族への対応が大きなストレスになっていて、子ども達に指導をしながら家族対応も行うというのはとても大変なことだと思っています。令和 7 年度の予算施策体系図にはありませんが、こうした点について、教員の業務負担の軽減ということで、何か考えていることはありますか。

○義務教育課長 今委員のおっしゃいました教職員のストレスについて、保護者対応等が大きな要因になっているというところは承知しております。現時点で県教育委員会として、教員に代わって対応を直接引き受ける事業等はございませんけれども、義務教育課内に、学校の事情に精通している元管理者をコーディネーターとして配置して、学校が抱える解決困難な事案については、弁護士や大学教授、SSW 等で構成する専門会議を立ち上げて、学校を訪問して支援する巡回事業を行っているところであります。

○小濱委員 コーディネーターを配置して対応するのも良いとは思いますが、最終的に教員がご家族に対応していくとなればやはり大変だと思います。保護者対応を教員から切り離して見ていただけるようなシステムがあれば、教員の働き方改革としてとても効果的ではないかと思います。ぜひこの点、検討していただければと思います。

○小濱委員 3の教育環境の整備ですが、現在、中部地区に特別支援学校の新設を計画されていると思います。今、特別支援学校が地域の福祉避難所ということで注目されて、その役割を期待されています。中部に特別支援学校を新設する際に、福祉避難所としての機能というのも想定されているのでしょうか。従来の施設はそうした発想がなかったので、多くの人が来た場合、おそらく対応が難しくなるのではと思います。長い目で見れば、そうした機能は必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○施設課長 現在うるま市に整備を予定している仮称・中部A特別支援学校でございますが、令和10年度の開校に向け、今年度実施設計を行っているところです。中部A特別支援学校が将来、福祉避難所に指定された際に必要となる設備などの仕様につきましては、現在実施設計において検討を始めたところでございます。福祉避難所を含む災害時の避難所については、市町村が指定し、その管理運営を担うこととなりますので、今後関係市町村から福祉避難所指定について依頼があった際は、意見交換をして参りたいと思います。

○小濱委員 障害のあるお子さんですと、人工呼吸器が必要であったり、吸引・吸入が必要だったり、様々な医療機器が必要になります。そうすると、一人で2個も3個もコンセントを使うということも起こり得ますので、それに備えた体制を十分に確保していただけると、いざという時に助けになると思います。どうもありがとうございました。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）について

【説明（総務課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○宮城委員 看護休暇について、二点お聞きしたいと思います。これは有給休暇なのかということと、それと年5日あるいは10日とありますが、1時間単位等で取得できるものなのかということをお聞きします。

○総務課長 この休暇は有給休暇で、給料等が発生する特別休暇となっています。また、取得単位が1日単位か1時間単位かということですが、1時間単位で5日間または10日間取得できるということになっております。

○宮城委員 利用する方にとっては大変良い制度だと思いますし、1時間単位で取得できるというのもまた利用しやすいと思います。以上です。

○大城委員 報告の県議会議案、県職員の勤務時間条例の一部改正条例等に対する臨時代理した意見の内容について、その骨子は育児休業等関係法律の一部改正に伴い、改正することが

求められる基本的な対応と理解しております。おのずと本件議案について、臨時代理した意見内容をもって、2月県議会の審議に付すことに同意します。質問ですが、資料17から18ページ、17条の4、第1項及び第2項の意味するところの当該対象者は40歳以上とし、当該対象者に介護両立支援制度等を知らせること、そして、意向確認等も行う義務があるとの理解でよろしいでしょうか。そして、この条項についての学校現場への周知はどうなっていますか。二点ご教示ください。

○総務課長 おっしゃる通り、40歳に達する年度で介護のための制度の個別の周知や研修の実施等を行うものです。また、学校への周知については、今回条例を提案しておりますので、条例改正後に周知を行う予定となっております。

○大城委員 今回の条例改正に基づく勤務環境の整備に関する措置で、特に中堅職員の配偶者等の介護離職の防止、ひいては、学校現場における優秀な人材の確保と育成につながることを願っています。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について

【説明（教育支援課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○質疑無し

報告事項4 令和6年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）選考試験の実施結果について

【説明（学校人事課長）】

令和6年度実施沖縄県教育委員会職員（船員等）選考試験の実施結果について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 船員等への志願者数については、近年一桁の状況が続いていますが、今回機関士以外は最終合格者に対して複数の受験者がいますので安堵しております。質問ですが、機関士含む各区分の応募資格についてはどのようになっていますか。また、選考試験については、どのような内容で行われていますか。特に健康状況等については、どのように確認されていますか。ご教示ください。

○学校人事課長 船員等につきましては、60歳まで受験資格があります。機関士につきましては、海技士免許等が必要になりますが、それ以外の各区分については特にそのような資格要件はありません。試験内容ですが、一次試験は小論文等と併せて面接を行っているところです。なお、健康状況等については、面接等で体調等を確認しながら対応しているところでございます。

○大城委員 所管課として選考試験を確実に行之、筆記、面接等でその人物と健康面の評価等を確実に行った結果として合格者とされていますので、今回も船員等としてふさわしい方が選考されたものと思っております。なお、抜本的な船員等の確保・育成の推進については、国の機関や関係団体と連携を図りつつ中長期的に対応され、当面はできること、例えば沖縄水産高校、宮古総合実業高校の海洋関係学科の卒業生も含め、広報の工夫と人材発掘に今後も努力をお願いしたいと思います。

報告事項5 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償の額の決定について」に対する意見）について

【説明（学校人事課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償の額の決定について」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 二点ほど確認させてください。まず、報告概要にある過少支給ということから、対応の為の根拠法規について確認させてください。本来支給すべき額の支給にかかる遅延による損害賠償の額は、地方自治法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する損害賠償額を定めることを受けて、資料28ページ、民法第419条に基づく損害賠償として支払う必要があると理解してよいか一点目です。二点目は、本賠償額は今年度補正予算又は令和7年度予算のどちらに計上されていますか。

○学校人事課長 遅延損害金支払の根拠につきましては、民法第419条によって遅延損害金の額を決定します。また地方自治法第96条第1項で、議会の議決が必要な事項という中の第13号に、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることと規定されていることから今回議案として提案しております。遅延に係る賠償額については、予算の流用等を行いながら対応していきたいと考えているところでございます。

○大城委員 分かりました。地方自治法第96条第1項及び民法第419条の規定により、本県議会議案について臨時代議した意見の内容をもって、2月県議会の審議に付すことに同意いたします。

報告事項6 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）について

【説明（学校人事課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見）について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 報告内容について確認させてください。県立高等学校の前年度比7人減について、理由として収容定員の減によるものとお説明がありましたが、具体的に内容等をご説明ください。

○学校人事課長 まず学級数の減につきましては、那覇工業、那覇商業、泊の夜間部がそれぞれ1学級の減となっております、併せて募集停止の方が那覇商業の定時の減が1、合計4の減となっております。その結果として収容定員の方も減になりますので、今回7名の教員の減ということで提案しているところでございます。

○大城委員 分かりました。本県の働き方改革の目標達成に向けた具体的取り組みの柱として、人員を増やす、人材の確保が示されていることから、定数の持つ意味合いについてはよく承知しております。報告から、次年度の教職員定数が全体として増えていることは、学校関係者にとって率直に良い知らせです。今後も難しいお願いとは承知しておりますが、法定数以外の加配定数、県単定数の面で学校現場をご支援いただければと思っています。よろしくお願いします。

報告事項7 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見） について

【説明（学校人事課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見） について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○比嘉委員 通勤手当のほうで質問させていただきたいのですが、支給限度額が55,000円から150,000円に大幅アップしています。高速道路等の特別料金も支給限度の範囲内で全額支給とあります。高速道路が現在、ETC料金と正規の料金との間にかなり差がありますが、県の職員への支給の方法というのはどうなっているのでしょうか。また、県としてはETCを推進しているのかということについて、お聞かせください。

○学校人事課長 高速道路等の特別料金については実際の支給額としておりますので、支給対象者がETCを利用していればETC料金の支給になります。次に、ETCを推進しているのかということにつきましては、例えば企画部など、県としても推進する立場ですので、基本的に遠隔地の通勤についてはETCを活用しながら対応しているものと認識しております。

○比嘉委員 ということは、利用明細などを提出して、実費精算ということですか。分かりました。ありがとうございます。

○宮城委員 扶養手当について教えてください。配偶者の手当は廃止するとありますけれども、配偶者の手当というのは今どのように支給されていて、子ども一人当たり現状10,000円のものが、7年度は11,500円、8年度以降は13,000円になるという理解でよいのかどうか、教えてください。

○学校人事課長 配偶者の手当は現行6,500円ですが、次年度は経過措置で3,000円下げて、

その翌年には0円となります。

○大城委員 私の見解ですが、本議案に対する臨時代理した異議がない旨の意見内容については、人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮されての改正理由から、妥当で適切な対応と理解しています。その中で特に35ページ、(1)①県の職員及び県費負担教職員の給与等についての箇所、カの管理職員特別勤務手当についてご教示ください。対象者は学校現場においては、校長でしょうか。また、管理職手当との関係はどうなっていますか。

○学校人事課長 管理職員特別勤務手当につきましては、管理職手当を支給している方を対象としています。県立学校でいえば校長、教頭、事務長が相当します。なお、管理職員特別勤務手当は、災害に対して緊急の対応を要する場合は対象です。平時の業務については対象になりません。

○大城委員 昨年12月の県議会、教育委員会定例会における県職員、県費負担教職員の給与改正は、人事委員会勧告に基づき、主に若手職員の処遇に焦点が当てられた改正だったと記憶しております。対して今回は、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から職務や職責への配慮、扶養手当や通勤手当の引き上げなど、給与制度のアップデートを踏まえた個人・組織全体それぞれに配慮した諸手当の改正だと理解しています。現下、厳しい労働環境が続く中ではありますが、今回の諸手当等の改正が仕事に対する各職員のモチベーションの維持向上や、職の魅力アップ、ひいては有為な人材の確保と育成に繋がっていくよう願っています。

報告事項8 令和7年度沖縄県立特別支援学校高等部入学定員について

【説明（県立学校教育課長）】

令和7年度沖縄県立特別支援学校高等部入学定員について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 ただいまの説明において、入学定員決定後に入学志願の申出があり、当該申出者の事情等を踏まえ定員を修正したことについては丁寧・適切に対応されたものと理解します。質問ですが、当該者は、先週実施の当該校への初回志願に間に合っていますか。また、それ以外は令和6年第15回教育委員会会議の報告の通りの定員と考えてよろしいですか。

○県立学校教育課特別支援教育室長 初回志願には間に合っています。その他に関しては特に定員の修正はありません。

報告事項9 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償請求事件の和解等について」に対する意見）について

【説明（保健体育課副参事）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償請求事件の和解等に

について」に対する意見)について資料に基づき、報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 ただいまの報告を通して、本自死事案にかかる損害賠償請求事件の和解等について議案提出の必要性、議案の概要、根拠法令等それぞれの内容を確認しました。それらを踏まえての見解ですが、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、今回の関連議案の提示事実をもって、2 月県議会の審議に付すことに同意いたします。そこで質問ですが、本関連議案はどの常任委員会で審議されますか。また、最終的には議会最終日の 3 月 28 日、本会議採決で了承されるのか、議案審議の流れ等をご教示ください。

○保健体育課副参事 本議案に関しましては、3 月の中旬頃に裁判所にて和解を控えておりますので、通常の常任委員会ではなく、先議という形で前もって審議をしていただく予定となっております。3 月 5 日の文教厚生委員会にて審議していただく予定です。

○大城委員 本事案に対する今後の基本的な考え方として、先日教育長は、二度と起こしてはいけない、その上で教職員は子ども達の人格的な尊厳に配慮する視点を持つ指導が重要と表明されました。そこからは、このような悲惨な事が今後起こらないよう、再調査委員会から示された提言を真摯に受け止め、児童生徒の意志や成長を最優先にする尊厳配慮の指導・支援を、学校教育の基本方針とする。また、本県の子ども達や保護者、関係各位に対する組織の長としてのコミットメントだとも捉えました。この考えを実現するために、学校現場においては、校長は学校の長としてリーダーシップを発揮し、教職員との意識共有やその考えに基づく取組を推し進め、その基本方針を徹底してほしいと思います。

(6) 議案審議

議案第 1 号 沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について

議案第 2 号 沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令について

【説明（総務課長）】

沖縄県教育庁組織規則等の一部を改正する規則及び沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令について、資料に基づき、説明を行った。

【質疑等】

○小濱委員 教育DXはこれからの学校教育の柱になるところなので、このようなかたちで一つにまとめることは、とても良いことだと思います。より効率的に教育DXの推進ができるものと期待したいと思います。

○大城委員 教育DXに関連する事務を所管する 3 組織を分離改変し、令和 7 年度に教育DX推進課を新設する方針は、学校及び県の教育DXを一層推進するための必要性からの提案だと思います。釈迦に説法ですが、今後 ICT の利活用による学びのイノベーションや、学校の働き方改革を着実に推進する視点からも求められる組織です。そこで質問ですが、46 ページ、規則第 7 条の 2、分掌事務について、主に(4)学校における情報通信技術の活用に関す

ることの関連でご教示ください。課員 18 人の構成員、特に市町村立学校出身の指導主事が何名ほど配置されるか、また G I G A スクール構想下で、市町村立学校含めた各学校の授業支援や個人情報の漏洩防止等、校務情報セキュリティーも担当するのか、ご教示ください。

○総務課長 教員について小中学校は 2 名を配置する予定をしております。市町村の事業支援については、市町村の G I G A スクール構想は、小中学校に対して 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、最適化された教育 I C T の環境を実現するものと考えております。教育 D X 推進課では、1 人 1 台端末の整備や更新、市町村の通信ネットワークの支援も行うこととしております。

○県立学校教育課教育 D X 推進室長 教育情報セキュリティーに関しては、県立学校は独自のオープンネットワークというものを持っており、現在 I T 教育班が所管していますが、それを D X 推進課に持ってきて一元化することとしております。授業の支援については、県立学校は当然ですが、沖縄教育 D X 推進事業を令和 5 年度から立ち上げており、同事業で市町村教育委員会や市町村立学校の事業支援を行っているところです。今後も事業支援を継続していきます。

○大城委員 承知の通り、2030 年代の学校教育の学びはどうあるべきか、次期学習指導要領の議論が今年から本格的に始まりました。注目すべきは遠からず生成 A I が浸透した社会になることを踏まえ、生成 A I 時代の学びをどうしていくか、そして、教育 D X の一層の推進を含む教育委員会に対する支援の強化についても議論されています。このような大きな教育の改革の流れと軌を一にしていることから、今回の教育 D X 推進課の新設は賢明なご判断だと思っております。その方針を決定するにあたり、人、モノ、資金等の制約の中で、組織の分離改変等の工夫により今回決断されたことは評価に値します。新しい時代を切り拓く人づくりの理念のもと、本課設置で教育 D X 関連施策が効率化され、本県すべての子ども達の豊かな可能性の開花に繋がることを期待しています。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第 3 号 学校職員の人事について（非公開）

議案第 4 号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他
特になし

(8) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。